

浦安市入札傍聴要領

(目的)

第1条 この要領は、浦安市（以下「市」という。）の実施する入札（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項に規定する一般競争入札及び指名競争入札をいう。以下同じ。）の傍聴について必要な事項を定めるものとする。

(傍聴の対象案件)

第2条 傍聴の対象となる案件は、市が実施する全ての入札案件とする。

(傍聴の手続)

第3条 入札を傍聴しようとする者は、入札傍聴票（第1号様式）に氏名、住所を記入し、担当職員に提出しなければならない。

(傍聴できない者)

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、入札を傍聴することができない。

- (1) 他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼす恐れのある物を携帯している者
- (2) ビラ、プラカード、旗、ゼッケン等を着用し、又は携帯している者
- (3) 前各号に定めるもののほか、公正な入札執行の妨害となると認められる者

(傍聴人の定員等)

第5条 傍聴人は3名以内とし、受付順とする。

(禁止行為)

第6条 傍聴人は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 騒ぎ立てる等入札を妨害すること。
- (2) 飲食すること
- (3) 撮影又は録音等を行うこと
- (4) 前各号に定めるもののほか、入札会場の秩序を乱し、入札の妨害となるような行為をすること。

(違反に対する措置)

第7条 入札執行者は前条の禁止行為に違反すると認めるときは、これを制止し、その命令に従わないときは退場を命じることができる。

(委任)

第8条 この要領に定めるもののほか、傍聴に関し必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、平成17年4月15日から施行する。

附則

この要綱は、平成22年2月1日から施行する。

第1号様式

入札傍聴票

開札日 _____

| 住 所 | 氏 名 |
|-----|-----|
| | |

* 記入後、職員にお渡しください。